

特定商取引に関する法律施行令第16条の2で規定する物品の具体例

番号	物 品	具 体 例
1	自動車（2輪のものを除く。）	
2	家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）	電気温水器（給湯機）、電気食器洗い機、浴室乾燥機、テレビ受像機（付加機能付きのものを含む。）、ステレオ、電気ヒーター・ストーブ、電気こたつ、電子レンジ、衣類乾燥機（業務用は除く。）、電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む。）、エアコン、電気洗濯機（業務用を除く。）、電気カーペット、電気マッサージチェア、電動式健康機器（エクササイズマシン）、コンロ、照明、換気扇、プリンター、シュレッダー、電気掃除機、空気清浄機、除湿機、扇風機、冷風機、精米機、ワインセラー・ワインクーラー、ビデオディスクプレーヤー、DVDプレーヤー、青紫色レーザー用ディスクを内蔵したビデオプレイヤー、電気がま及び電気ジャー、ミシン、ホットプレート、ホームベーカリー、液晶ディスプレイ、プロジェクター
3	家具	たんす 机、いす及び腰掛け、鏡台、ソファー、ベッド、マットレス、テーブル、レンジ台、テレビ台、たな、サイドボード、げた箱、衣類整理箱、金庫
4	書籍	事典、全集物、写真集、問題集、雑誌、単行本
5	有価証券	
6	レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物	レコードプレーヤー用レコード、レーザーディスク、テープレコーダー用テープ、ビデオテープレコーダー用テープ、コンパクトディスク、DVD、青紫色レーザー用ディスク、コンピューター用ソフト（家庭用コンピューターゲームに用いられるプログラムを記録した物を含む。）